

議案第 1 1 号

城陽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

城陽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

城陽市職員の退職手当に関する条例（平成２年城陽市条例第１１号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（失業者の退職手当） 第１５条 略 ２～１０ 略 １１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （１）～（３） 略 （４）職業に就いた<u>もの</u> 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （５）・（６） 略 １２・１３ 略 １４ 第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> <u>（１）雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> <u>（２）雇用保険法第５６条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第５項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> １５～１７ 略 附 則	（失業者の退職手当） 第１５条 略 ２～１０ 略 １１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （１）～（３） 略 （４）<u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （５）・（６） 略 １２・１３ 略 １４ 第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、<u>雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> １５～１７ 略 附 則

(経過措置) 第2条～第5条 略 第6条 令和7年(2025年)3月31日以前に退職した職員に対する第15条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項にウ 特定退職者であって、雇用保険規定する厚生労働省令で定める理由により就職法附則第5条第1項に規定する地域内に居住が困難な者であって、同法第24条の2第1項し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定第2号に掲げる者に相当する者として規則で定する指導基準に照らして再就職を促進するためる者に該当し、かつ、市長が同項に規定するめに必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とす る。 第7条 略	(経過措置) 第2条～第5条 略 第6条 令和9年(2027年)3月31日以前に退職した職員に対する第15条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項にウ 特定退職者であって、雇用保険規定する厚生労働省令で定める理由により就職法附則第5条第1項に規定する地域内に居住が困難な者であって、同法第24条の2第1項し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定第2号に掲げる者に相当する者として規則で定する指導基準に照らして再就職を促進するためる者に該当し、かつ、市長が同項に規定するめに必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とす る。 第7条 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した城陽市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた

ものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市職員の退職手当に関する条例（平成2年城陽市条例第11号）について所要の改正を行いたいのので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 略

2～4 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参考資料

城陽市職員の退職手当に関する条例の一部改正条例要綱

城陽市職員の退職手当に関する条例第15条において、退職者が失業している場合で、退職者が支給を受けた退職手当が雇用保険法に規定する手当に相当する額に満たない場合はその差額を退職手当として支給することとなっている。今回、雇用保険法に規定する手当についての改正が行われたことから、その該当箇所について改正を行う。

- ① 厚生労働省令で定める安定した職業（1年を超えて雇用されることが確実であると認められる職業をいう。）以外の職業に就いた者に対する就業促進手当が廃止されたため、就業促進手当に相当する退職手当の対象者を「職業に就いたもの」から「安定した職業に就いた者」に改める。
- ② 契約期間の満了、倒産、解雇等により退職した者で雇用機会が不足する地域として厚生労働大臣が指定する地域に居住するものに対する基本手当の給付日数の延長を令和9年3月31日まで延長とする。